

公益財団法人軽種馬育成調教センター

日高育成総合施設軽種馬
育成調教場馬場使用基準

公益財団法人軽種馬育成調教センター

日高育成総合施設軽種馬育成調教場馬場使用基準

(制定 平成5年9月27日)
(改正 平成9年1月27日)
(" 平成14年10月21日)
(" 平成16年10月1日)
(" 平成21年12月25日)
(" 平成27年9月29日)

- 1 育成調教のために馬場を使用できる者は、次に掲げる者に限る。
 - (1) 育成調教責任者
 - (2) 日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理実施要領第13条第1項の許可を受けた育成調教責任者代行者
 - (3) 日高育成総合施設軽種馬育成調教場運営管理実施要領第14条第2項の承認を受けた調教要員等
 - (4) 前3号のほか、場長が特に認めた者
- 2 育成調教場の休業日は、毎週日曜日、1月1日及び12月31日その他場長が定める日とする。
- 3 馬場内で育成調教を行うときは、保護帽(安全ヘルメット)及び保護ベスト(ボディプロテクター)を着用すること。
- 4 馬を馬場に入出りさせるときは、常歩で所定の出入口から行うこと。
- 5 次に掲げる事項については、場長の公示に従うこと。
 - (1) 調教時間
 - (2) 草原(坂路草原を含む。)にあっては馬場指定区域、走路にあっては廻り方等
 - (3) 併走頭数
 - (4) その他この基準に基づく馬場の使用に関し場長が必要と認める事項
- 6 走路内においては、次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 育成調教場の走路(トラック馬場を除く。)において、先行する馬を追い越そうとするときは、進行方向に向かってその馬の右側を通過すること。
 - (2) トラック馬場の走路における常歩又は速歩は外柵に沿ってこれを行い、駈歩はその内側で行うこと。また、先行する馬を追い越そうとするときは、その馬の内側を通過すること。
 - (3) 先行する馬を追い越すときは、先ず声をかけてその馬の騎乗者に合図し、その

馬に触れないようにすること。また、合図を受けた騎乗者は、自分の進路を急激に変更することなく、徐々に左側（トラック馬場の走路においては、外側）に寄せ、後続馬の妨げにならないように努めること。

- (4) 走路を横断し、又は斜行若しくは蛇行しないことを原則とする。
- (5) 馬の速度を緩め、又は馬を止めようとするときは、後方から来る馬の有無を確かめた後、その妨害をしないこと。
- (6) 馬を回転させる場合は、常歩又は停止に移ってから左側（トラック馬場の走路においては、外側）に回転させること。この際、他馬が接近したときは、その馬が通過してから回転させること。
- 7 馬場内の張縄、セーフティーコーン、凝木、植木等は、柵とみなす。
- 8 定められた調教時間外において癖馬等の育成調教を行う必要があるときは、あらかじめその旨を場長に申し出て、許可を受けること。
- 9 馬場内においては、騎乗者は服装を正しくし、不謹慎な行為をしないこと。
- 10 調教中は、みだりに大声や奇声をあげないこと。
- 11 落馬又は放馬したときは、他の騎乗者と連絡を取り合い、速やかに調教監視員に連絡すること。また、放馬した馬については、直ちに該当馬を捕まえること。
- 12 落馬又は放馬があったときはサイレン等を鳴らすので、相互に注意を喚起し、事故防止に努めること。
- 13 場長は、この基準の各項に違反した者及び場長が特に指定した者に対し、馬場の使用を禁止することができる。
- 14 場長は、調教時間内において癖馬等と認められる馬の育成調教を行うことを禁止することができる。
- 15 各馬場の使用方法は、この基準に定めるもののほか、場長が別に公示するところによる。

附 則

この基準は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成9年1月27日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年10月21日から施行し、平成14年11月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から施行する。